

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和5年4月1日時点)

所管局：保健医療局

機関名称	東京都医療審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	医療法第72
設置年月日	昭和61年8月1日
機関の目的 ・所掌内容	医療法の規定により、知事の諮問に応じ当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。
委員数	27名 (うち、女性委員数9名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/iryo_hoken/iryoshingikai/index.html
問い合わせ先	保健医療局医療政策部医療政策課 電話番号： 03-5320-4424